

令和7年度

山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金

[募 集 要 領]

山口県では、県内企業の人材不足に対応するため、県内企業の県外からの人材確保を促進することを目的に、「山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金」を実施しています。

このたび、令和7年度の補助金の募集を行いますので、本要領に留意の上、ご申請ください。

【交付申請書提出期限】

令和8年（2026年）2月27日（金）まで

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

募集要領、各様式は、以下のHPからダウンロードできます。

【山口県産業人材課ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/255/>

山口県産業人材課

検索

令和7年5月1日

山 口 県

【 目 次 】

1	補助金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	補助金の申請から支払まで・・・・・・・・	4
3	補助事業者の責務・・・・・・・・・・・・・	5
■	お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 補助金の概要

(1) 目的

県内企業の人材不足に対応するため、県内企業の県外からの人材確保を促進することを目的とする。

(2) 対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

(1) 県外転職フェア出展料等支援事業	県外からの人材を確保するために、事業者が負担した転職フェアへの出展料、就職情報サイトへの掲載料及びダイレクトリクルーティングサービスの利用料を一部補助するもの
(2) セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業	(1) の事業者が実施するセカンドキャリア向けインターンシップに参加するために、県外在住の離転職者が負担した交通費実費及び宿泊費実費を一部補助するもの

(3) 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助額について

県外転職フェア出展料等支援事業については別表 1 のとおりとなります。

別表 1

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額
以下①～⑥を全て満たす事業者 ①県外からのキャリア人材確保に取り組む県内に拠点を有する法人（官公庁等は含まない）又は個人事業主 ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はその統制下の団体ではないこと ③風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者ではないこと ④政治団体、宗教上の組織又は団体ではないこと ⑤県税を滞納していないこと ⑥県が委託する県外キャリア人材確保応援事業において、民間就職情報会社が運営する転職フェアに出展（オンラインを含む）又は就職情報サイトへ掲載をする企業でないこと	左の補助対象者が県外からの人材を確保するために行う事業	以下①～③を補助対象経費とし、各事業年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に支払がなされたもので、消費税及び地方消費税相当額は含まないもの。 ①民間就職情報会社が主催する県外で実施される転職フェアの出展料（オンラインを含む） ②民間就職情報会社が運営する就職情報サイト掲載料 ③民間就職情報会社が提供するダイレクトリクルーティングサービスの利用料（事業者が求職者へ直接アプローチを行うもの）	1 / 2	1 事業者あたり、左の補助対象経費に補助率を乗じて得た額と 300,000 円とを比較していずれか低い方の額を補助額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業については別表2のとおりとなります。

別表2

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額
別表1に定める事業者が行うセカンドキャリア向けインターンシップに参加する県外在住の離転職者	左の補助対象者がセカンドキャリア向けインターンシップに参加するための活動	以下①及び②を補助対象経費とし、各事業年度の4月1日から翌年3月31日までの間に支払がなされたものの。 ①居住地とインターンシップ実施地の最寄駅又はバス停を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費実費 ※新幹線を利用する場合は、補助対象経費は自由席相当額とし、利用区間の距離が片道50キロ未満は対象外とする。 ※自家用車の利用に係る経費は対象外とする。 ②宿泊費実費（食事代は含まない）。	1 / 2	補助対象経費①については、1申請者あたり、左の補助対象経費に補助率を乗じて得た額と30,000円とを比較していずれか低い方の額を補助額とする。 補助対象経費②については、1申請者あたり、左の補助対象経費に補助率を乗じて得た額と15,000円とを比較していずれか低い方の額を補助額とする。

《補助対象経費とならない事例》

- 事業終了日までに支払が完了していない経費
- 金融機関等への振込手数料
- 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、請求書、振込関係書類、領収書等）に内容の不備が見られる経費
- セカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業において、県内の学生がインターンシップに参加するために負担した交通費・宿泊費（補助対象者が県外在住の離転職者のため）

2 補助金の申請から支払まで

申請から補助金の支払までの流れ

【申請者】 交付申請書をダウンロード



【申請者】 交付申請書を作成



【申請者】 交付申請書、必要書類を郵送またはメールで提出



【山口県】 交付決定



【申請者】 事業実施（転職フェアへの出展等、セカンドキャリア向けインターンシップ[※]の参加）



【申請者】 実績報告書のダウンロード



【申請者】 実績報告書、必要書類を郵送またはメールで提出



【山口県】 額の確定



【申請者】 請求書を郵送またはメールで提出



【山口県】 補助金の支払

(1) 交付申請

	(1) 県外転職フェア出展料等 支援事業	(2) セカンドキャリア向けインターンシップ 交通費・宿泊費支援事業
申請期限	<u>令和8年(2026年)2月27日(金)まで</u>	
必要書類	●交付申請書第1号様式 ●事業計画書（別紙 1-1）及び収支予算書（別紙 1-2） ●宣誓・同意書（別紙 1-3） ●出展料、掲載料及びダイレクトリクルーティングサービス利用料の内容、金額がわかる見積書の写し等	●交付申請書第2号様式 ●交付申請額の対象基礎（別紙 2-1） ●宣誓・同意書（別紙 2-2） ●本人の住民票の写し（県外在住であることを確認します）
提出方法	原則として郵送または電子メールによる提出 ※郵送の場合は、封筒に「山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金」と記載すること 提出先：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号（山口県庁8階） 山口県 産業労働部 産業人材課 E-mail: a13100@pref.yamaguchi.lg.jp	

(2) 実績報告及び補助金請求

	(1) 県外転職フェア出展料等 支援事業	(2) セカンドキャリア向けインター ンシップ交通費・宿泊費支援事業
報告・補 助金請求 期限	<u>令和8年(2026年)3月31日(火)まで</u>	
必要書類	●実績報告書第4号様式 ●事業実績報告書(別紙4-1) 及び収支報告書(別紙4-2) ●領収書等支払内容、支払金額 がわかる書類の写し ●掲載料の場合は、掲載された サイトの画面を出力したもの ●ダイレクトリクルーティング サービス利用料の場合は、利 用実績がわかる書類の写し	●実績報告書第5号様式 ●セカンドキャリア向けインター ンシップ実施証明書(別紙5) ●公共交通機関及び宿泊先等への支 払を証する書類(領収書の写し 等)
提出方法	原則として郵送または電子メールによる提出 ※郵送の場合は、封筒に「山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金」と記載すること 提出先：〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号(山口県庁8階) 山口県 産業労働部 産業人材課 E-mail: a13100@pref.yamaguchi.lg.jp	

◆書類提出時のご留意事項◆

- ・一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。
- ・必要書類のほか、別途資料の提出や説明を求めています。
- ・交付申請書を受理した場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等
に関し、条件を付し、予算の都合等により補助金額交付申請額から減額されて
交付決定される場合があります。

3 補助事業者の責務

(1) 交付決定の取消し

次に掲げる場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を行う場合があります。

- ① 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
- ② 山口県県外キャリア人材確保応援事業補助金交付要綱に違反した場合
- ③ 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書様式第 3 号を提出し、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 20 パーセントを超える変更をする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書様式第 3 号を提出し、事前に知事の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
 - ・ 補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日
 - ・ 補助事業を実施した当該年度の 3 月 31 日
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度末日まで保存すること。
- ⑧ 補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑨ 補助事業の成果を図る取組に協力すること。なおセカンドキャリア向けインターンシップ交通費・宿泊費支援事業においては、補助事業者が県内企業等に就業した場合は、就業の日から 1 月以内に就業証明書を県に提出すること。

■お問い合わせ先

山口県 産業労働部 産業人材課 〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号 電 話：083-933-3234 E-mail： a13100@pref.yamaguchi.lg.jp
